

香川県条例第18号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例
(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から令和7年3月31日までの間に、<u>同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)</u>内において、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(畜産業等を行う個人に対する課税免除)</p> <p>第3条 <u>産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。)</u>を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示の日の属する年以後の各年のこれらの事業に係る所得に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものの課税を免除する。</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>令和5年3月31日</u>までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(畜産業等を行う個人に対する課税免除)</p> <p>第3条 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示の日の属する年以後の各年のこれらの事業に係る所得に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものの課税を免除する。</p>

(申請書の提出)
第4条 略

(申請書の提出)
第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(不動産取得税の課税免除) 第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意の日から令和7年3月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画に定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(不動産取得税の課税免除) 第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意の日から令和5年3月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に</p>

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 略

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(以下「新離島条例」という。)第2条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例(以下「新経済牽引条例」という。)第2条の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 新離島条例第2条第1項の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55(法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)

若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和5年香川県条例第18号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。
(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 適用日以後に新経済牽引条例第2条に規定する対象施設を設置する新経済牽引条例第1条に規定する承認地域経済牽引事業者で新経済牽引条例第2条の規定の適用を受けようとするもののうち、新経済牽引条例第3条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例(令和5年香川県条例第18号)の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。